認可地縁団体とは



地域協働課コミュニティグループ

地縁による団体の法人化について

自治会・町内会・区は、地方自治法上「地縁による団体（地域の縁に基づいた団体）」と呼ばれ、市長の認可を受けて法人格を取得すると、団体名義で不動産登記を行うことができます。

平成３年４月２日公布施行の地方自治法の一部改正により

> これまで、町内会・自治会などには法人格が認められていなかったため、町内会・自治会などで所有する集会所等の不動産登記名義は、当該団体の代表者個人又は役員の共有名義などでした。
>
> このことにより、**当該名義人の死亡による相続問題や当該名義人の債務不履行による債権者からの不動産差押等の問題が生じていました。**
>
> このような問題に対処するため、地方自治法が改正され、一定の手続きにより**町内会・自治会等が法人格を取得することにより、団体名で不動産等の登記ができるようになりました。**

１．地縁による団体

地縁による団体（以下、「地縁団体」と言います。）とは、「町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」です。（地方自治法第 260 条の 2）



一般的に、**自治会や町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体**は、原則として地縁団体として認められます。

市長の認可を受けることにより、法人格を取得しその団体名義で不動産登記等を行うことができます。

ただし、次のような団体は、地縁による団体とは考えられません。

- 特定の目的の活動だけを行う団体（同好会スポーツ活動や環境美化のように特定の活動だけを行う団体）
- 構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体（老人会や子ども会、婦人会）

なお、法人格を取得するか否かはその団体の判断で行われるものですので、必ずその団体の規約に基づき招集された総会において「認可を申請する旨の議決」を行う必要があります。

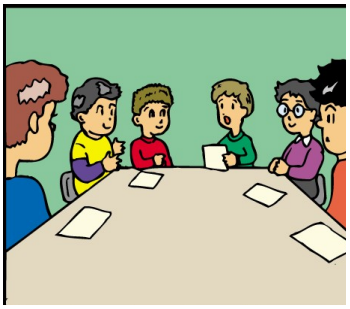

総会を招集する手続き等を定めた規約が整備されていない場合には、規約の整備から行う必要があります。

２．認可の要件

(1)　その区域の住民相互の連絡、環境の整備集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

(2)　その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3)　その区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができることとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

(4)　規約を定めていること

規約には次の８項目を定めなければなりません。

①目的

②名称

③区域

④主たる事務所の所在地

⑤構成員の資格に関する事項

⑥代表者に関する事項

⑦会議に関する事項

⑧資産に関する事項





３．認可申請手続き・申請の流れ

【認可申請の必要書類】

	必 要 書 類	備　　考
１	認可申請書	申請書を提出する年月日を申請年月日として記載する
２	規約	⑴目的　⑵名称　⑶区域　⑷事務所の所在地　⑸構成員の資格に関する事項　⑹代表者に関する事項　⑺会議に関する事項　⑻資産に関する事項
３	総会議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの）	認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類として
４	構成員の名簿	構成員全員の住所、氏名を記載したもの（会員である場合には、未成年者等の名前も記入する）
５	総会に提出した事業活動報告、決算書、予算書、事業計画書等	その区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類として
６	総会議事録の写し（上記３と兼用）、就任承諾書（申請者本人の署名又は記名押印のあるもの）	申請者が代表者であることを証する書類として

【申請の流れ】

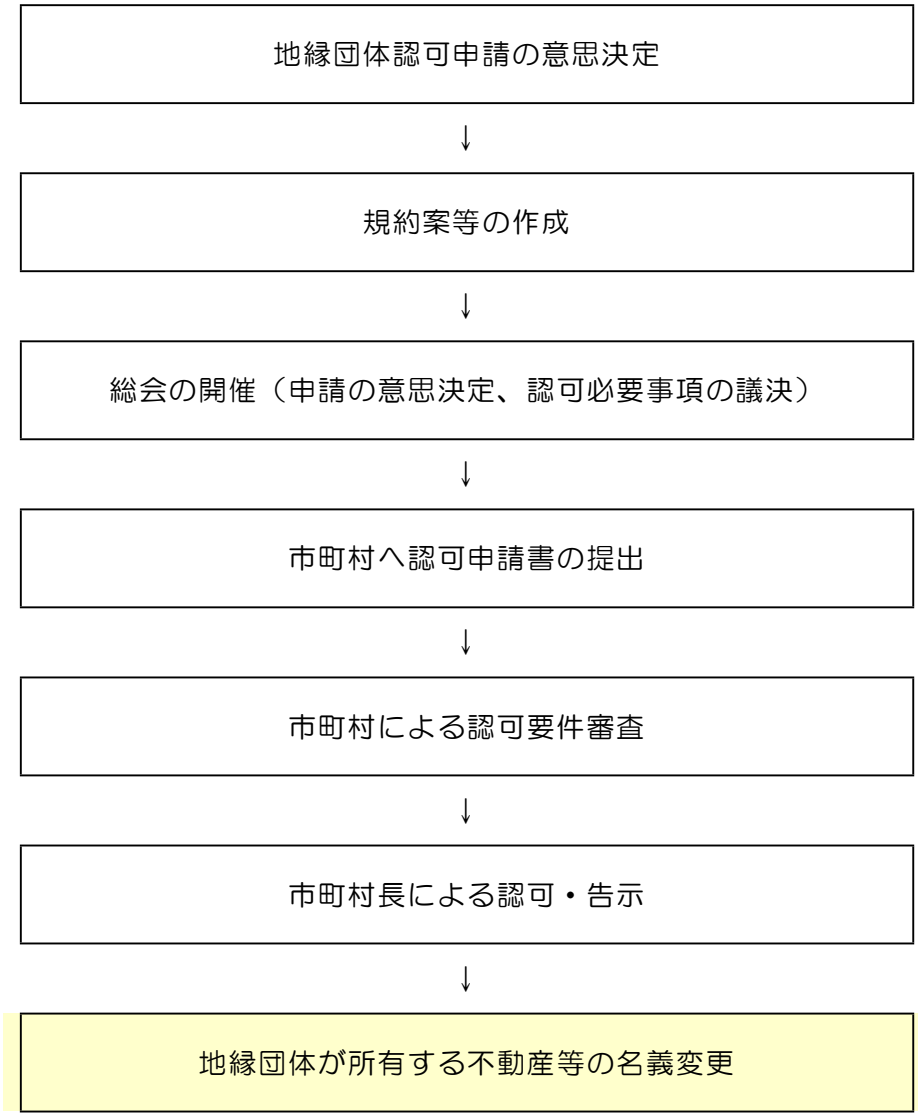

※地方自治法第２６０条の２第１０項に規定する告示事項〔該当する旨を明示の上〕

・名称　・規約に定める目的　・区域　・事務所　・代表者の氏名

・裁判所による代表者の職務執行の停止の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）　・代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）　・規約に解散の事由を定めたときは、その理由　・認可年月日

５．地縁団体としてできること

- 法人名義で土地・建物に関する権利の登記ができる。
- 法人名義で資産に関する登録ができる。
- 地縁団体として印鑑登録ができる。

６．地縁団体としてしなければならないこと

- **認可を受けた後、告示事項（団体の名称、目的、区域、事務所、代表者の氏名）を変更した場合は、「告示事項変更届出」の手続きが必要。**
- **認可を受けた後、規約を変更した場合は、「規約変更認可申請」の手続きが必要。**
- 認可時及び毎年度終了後３ヶ月以内に財産目録を作成し、常に事務所に備え置く。
- 構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置く。
- 少なくとも毎年１回、構成員の通常総会を開く。

７．地縁団体として知っておきたいこと

- 法人税法上の収益事業を行わない場合、法人税は課税されない。
  （詳しくは税務署等にお問い合わせください）
- 収益事業を行わない場合、法人住民税の減免申請できる。
  （詳しくは県税事務所、市課税課にお問い合わせください）

８．告示事項や規約を変更する(した)場合

認可を受けた後、告示事項（代表者など）や規約を変更した場合は、手続きが必要です。市長の変更認可、告示がないと、変更した事項や規約内容は変更したことにならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

【告示事項変更届の必要書類】

Ｎｏ	必要書類	備　　考
１	告示事項変更届出書	
２	総会議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの）	告示事項に変更があった旨を証する書類として

【規約変更認可申請の必要書類】

Ｎｏ	必要書類	備　　考
１	規約変更認可申請書	
２	規約変更の内容及び理由を記載した書類	
３	総会議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの）	規約変更を総会で議決したことを証する書類として